

# 栃木商工会議所インターネットホームページ掲載規則

(適用の範囲)

## 第 1 条

本規則は、栃木商工会議所（以下運営者という）がインターネット上で運営する「栃木商工会議所ホームページ」（以下本ネットという）への情報掲載に係る一切の關係に適用する。

2. 本規則は、情報の掲載を希望する者（以下申込者という）が、運営者への諸手続により情報掲載を申し込んだ時から適用する。
3. 本規則は、本ネット画面に常時提示する。

(申込者の資格)

## 第 2 条

申込者は、運営者の会員並びに運営者の管内において事業を営む中小企業者または運営者が特別に認めたものに限る。

2. 運営者を退会した者並びに管内における事業を廃止または停止した者は、第 5 条の規定に係わらず本ネットからの情報を呈しまたは削除するものとする。

(申込者情報の掲載)

## 第 3 条

申込者は、本規定を承諾の上、掲載情報及びその他の必要事項（以下申込情報という）を所定の申込用紙に記入し運営者に申し込みものとする。

2. 運営者は、原則として申込情報をそのまま掲載する。但し、申込情報の掲載が第 5 条の規定により不適当と運営者が判断した場合には、申込情報を本ネットに掲載しない場合がある。

(掲載情報の変更・停止)

#### 第 4 条

申込者は、自己の掲載情報について、その一部または全部を変更及び停止することができる。

2. 申込者は、掲載情報を変更・停止する場合には文書により運営者に届け出るものとする。

3. 変更・停止の届け出を行わなかったことにより、申込者が損害を被った場合には、運営者はその責任を負わないものとする。

(掲載情報の禁止・制限・停止・削除)

#### 第 5 条

運営者は、本ネットへの情報掲載が下記のいずれかに該当するおそれがある場合には、禁止、制限をする。また、掲載後であっても下記の各号により、運営者は申込者に事前に通知することなく、本ネットへの情報掲載を停止または削除することができるものとする。

- 1) 法規及び公序良俗に違反する場合
- 2) 人権を侵害する表現である場合
- 3) 事実誤認、虚偽または誇大である場合
- 4) 投機、射幸心を煽る表現である場合
- 5) トラブルを生じやすいと思われる取引・決済である場合
- 6) 選挙運動、寄付行為またはこれに類似する表現である場合
- 7) 知的所有権を侵害する場合
- 8) その他、運営者が不相当と判断する場合

(本ネットの変更)

#### 第 6 条

運営者は、申込者に事前に通知することなく、本ネットのデザインやシステムなどを変更することができる。

2. 運営者は、特段の事情によりやむを得ず本ネットを中止することができる。但し、この場合には、事前（1カ月前）に申込者に通知する。

(本ネットの中断)

## 第 7 条

運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に事前に通知することなく、一時的に本ネットの一部ないし全部を中断する場合がある。

- 1) 本ネットのシステムの保守点検や修理を行う場合
- 2) 停電、火災など不可抗力により本ネットの提供ができなくなった場合
- 3) その他、運営者が一時的な中断をやむなく必要と判断した場合

(損害賠償の責任)

## 第 8 条

申込者は、本規則に違反しまたは情報を掲載することに関して、運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2. 申込者は、本規則に違反しまたは情報を掲載することに関して、第3者との間にトラブルが発生した場合は、申込者自身で速やかに解決するものとし、運営者に損害を与えることのないものとする。
3. 運営者は、本ネットの変更、中止、中断及び本ネットに情報を掲載することに関して申込者や第三者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償の義務を負わないものとする。

(情報掲載料及び掲載期間)

## 第 9 条

本ネットの情報掲載料は、別に定める料金表を適用する。

2. 情報掲載に伴う掲載期間は、運営者の会計年度（4月1日より翌年3月31日まで）とする。
3. 運営者が情報掲載料を改定する場合には、事前（1カ月まで）に申込者に対し連絡をするものとする。
4. 情報掲載料は会計年度末（3月31日）の一カ月前までに停止の届出がなかった場合には次年度へ自動継続するものとする。

(情報設備)

第 10 条

運営者は、本ネットを利用するために必要な設備を申込者に提供するものではない。

(規則の変更)

第 11 条

運営者は、申込者の事前の承諾を得ることなく本規則を変更することがあり、申込者は変更後の規則の適用を受けるものとする。

2. 本規則の変更は、栃木商工会議所常議員会の決議を得るものとする。
3. 本規則の変更は、本ネット画面により随時提供する。

付 則

1. 本規定は、平成10年3月16日より実施する。